

「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)

第13章 重要分野における取組

5. PPP/PFIの推進強化

これまでの成長戦略のフォローアップを行うとともに、PPP/PFIの活用推進等に関する新たな課題について検討を行う。

「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)

12. 重要分野における取組

(5) PPP/PFIの推進強化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）の公共施設等運営事業（コンセッション）重点分野（空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道）の数値目標達成に向けた取組を推進する。（略）

また、利用料金の生じないインフラにおける指標連動方式について、先進的な国内の事例や海外の制度を調査・整理し、これらの結果に基づき、活用方法を記載した実用的なガイドラインを2021年度中を目途に策定する。また、当該方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022年度までに10件以上の可能性調査を実施し、案件形成を進める。

(公共施設等運営事業重点分野及び樹木採取権制度の取組推進等)

・新型コロナウイルス感染症により公共施設等運営事業への多大な影響が発生していること等への対応の検討を行う。その結果も踏まえつつ、PFI法について、事業者がより効率的な運営ができるよう公共施設等運営事業者が施設の「維持管理」に限らず、当該事業に密接に関連する「建設」、「製造」、「改修」を実施することを可能とする等のため、2022年の通常国会に改正法案の提出を図る。